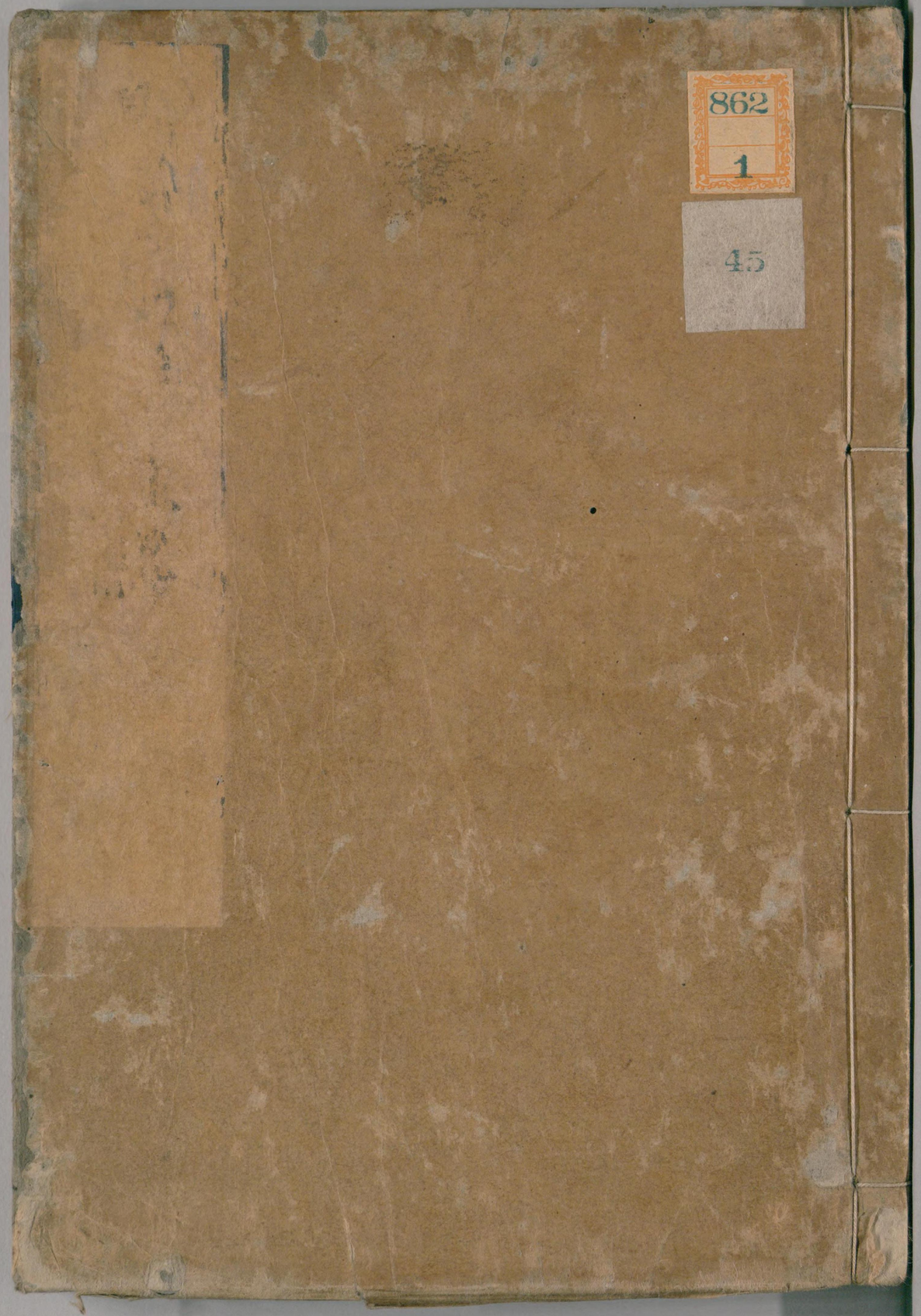
862
1
45

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(45)

帝國圖書館

二一八

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

漕出て此湖を経て又四国の浪
そゝさて亦もとの所にもどる人も此
船会ゝ多く船ちと一切進ま
ず是すなはち小松帯と唱ふ
永損ずる事ゝ間を要する事
ゝ此ゝ経を経ゝ来る経を経ゝ
経るの内にて暫く揺り上るよう
一松前城下安藤帯刀
御支配ゝ間数軒あつて
御支配ゝ間数軒あつて
明けて宝永後乃ち
御支配ゝ間数軒あつて
御支配ゝ間数軒あつて
御支配ゝ間数軒あつて

酒を三方へおいてさしおろす
三方梅おり底をみるやうに
上へ餅を捧さし上げ置の酒を
す酒の肴もそれ〳〵肴
ものを肴をうちて酒を
ソうまでもそれ酒肉の方れほど
なきゆへ魚肉を用ゐて寒気強き
干す肉をお入まをかいて
昆布を入る魚ものくさ
おくやうにあまりかた

みくさやうなを宮へ楽かく
此穴より出槍おをそもる
一婦人魚を乳とのませて
作るそれも乳とのますまで
時父さも抱をねくる事
一旦夫の人も退没とも事を
まさ里のかたはるひろ
左右のまて敷くやうみて
の事し侍とニシホとそ
おの家の侍いろ〳〵の

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1
ガラス使用

やうにて
一矢の先に毒ぬりちんさんらうまた
ハ毒藥の者ハ海にて魚を射る毒ハ
又ここ所にて集るを取ものを取ること
皆よく毒藥を知るなり
一云方樹と名くるもの皮を海に浸すと
りてもハ上よりて出さうるものなり
ものうちや
一ヨロシヤの私娘の内ユトモとい
同年ころ私娘ハ
人口数十人皆美麗なるハしき事
ヨロシヤ〳〵源兵ヨロシヤみて毒を造
せし女七八年の男もハしき事
人となりおのおのまた十一人のあり
一役人　アダムキリロイチラツシステン
一大夫　ワレレイヒヤウトロイチロブソウ・
一通詞　エゴロイワノウイチトコロコウ
一高人　ウラスバヒロヨフ
一同　イワニハラモシイ
一少夫　ワレレヨレソウ

アメムラと其名キリロと其父のイチとラックスマンに此人名ハアメムラと云キリロと云ものの如くにて此人物を一口に名ものの如くにて此ハラックスマンと云て事を通弁つかまつる由人物も大概の事と見へて事務を程よく弁理の上陸を許し宿使の云々

[illegible]

[illegible]

[illegible]

惣門の内お掛りて行当りに番所有之夫より
左りくの武具を飾りまで曲りて坂を上る両側に番
の兵士是も左のごとくして並居右側後の武器
並べ有り坂を上りて中門より門外のたゝき
師又番所に門内より杉戸の潜戸より
上下を並べ騎兵列居そを経て
門内に入れば番士帽子を並しその上下
九拝の上各宣喩使両人宮殿
まで案内し仲國法の儀を
請ゆきて大長刀三振第二入アメムで等

業しとぞ
一ヨロシヤの千年ちとせやうにおわすべき
しより当年迄千二百九十二年みぎ
千二百九十二年の月番ねとせけり
一硝子の向ようすをとり中ニ水銀をさし
を見のごを弱を強もて忘おかうそ
おーちゆのある行の異れ来れ人皆集れ
ヨロシヤのをを集ニ向のてするおし
発表をなさ)とぞ
一二年の向七八九月の比三ヶ月の間ハ日をもみても

たのこ昭和(ショウワ)二年春のたる二百のこ
の船を出して今ニ限こさる左そうそ
左ニハなのか出部とぞ
一ヨロシヤの人物(ヒト)をしのるニゴウリコリてい
ふるを河の地とぞ
一ヨロシヤの刀鍛冶りハ技を持ちあ
おわる(ここまで
一ヨロシヤの国王より三書簡ぬのみ
吟使のをもて法国の通商これを
エンドノリボサて法皇悲源いイ
トシイ文易をもて

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1
ガラス使用

下さるやうにとの事にて皆々其の時
分のおさへをおさへ帰国なされ候
源氏 仰渡之記
寛政三年癸亥九月御下の御物之おのおの
天明二年壬寅十二月十三日別紙
被仰渡候儀に付而俄に出帆致候
魯西亜(オロシヤ)の事情アレウカとゝ地へ漂着
サスカオ(アウロバ)ウカとゝ地を経由
十九魯西亜國へ都(ペテルブルグ)へ到着
翌年迄逗留帰路
永々送り帰され候段大國恩重

同水主共吉右衛門を
はじめ皆々無事帰着小浜
松平越前守様御領分
小浜へ到着
其後之記
多紀安元小浜へ
召寄候事
小浜藩医
小浜へ
召寄候事
同十二年

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

削ル十三寸カ什ソウシテ
ソノ上ヲ男ノ如ク結ビテ男ノ毛ト
ソノ毛ヲ以テ完ク其ノ如ク
中ニ於テ四方人死モ住ムコト能ハズ
ヲ以テカ千カンノ方ヲ為ス
比シテ魯西亜ノ如ク井
ト北(東)ニ流ルルヲイルカウツカノ地ヨリ軍営
住ムヲ以テ要害トス
ヲ以テ面ヲ包ミ
住ム者ヤ此令ヲ違フヨリ
不ノ下ニ入ル染ヲ
忍ヲ解ク中ニ
未ダカツテ
殺ス中ニ
注國ノ當所ニ
本邦ニテ切ヲ包ミ
匂ヒ消ス
十三文ヲ
十三文ヲ一日ニ

和蘭ヲシテウルボイクルヲ
即青昭牙痢也
紅
ナリ
モアリ
二千モヘナシボイチ
地ヨリ軍営
ノ外出ヅ
東
ヨリ
耳鼻ヲ

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

問　大学之儀ハ
答　七年之内ニ大方仕上ケ候ニ付
　　其節ハ二階之
　　儀ハ仕掛ケ之
　　ニ御座候ハヽ
　　其節ニ
問　蝦夷地ニ於テ
　　御開ケ之
　　儀ハ
答　御模様ニ
　　寄リ
　　御開ケ
　　之儀ハ
　　有之ヘク
　　哉ニ
　　奉存候
問　蝦夷ニ
　　而
答　御役所之儀ハ
　　箱館ニ
　　御取建
　　之儀

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

絶り一向切と申ス者ハ無之候得
ハ
問 毒ヲ以テ毒ヲ制スルの人ハ毒ヲ除
ク事ハ無之ものニ候哉
答 毒ヲ以テ毒ヲ制スルの人ハ毒ヲ除
ク事ハ無之候得ハ毒ヲ以テ毒ヲ
制スル事ハ無之候得ハ同事ニ
ハ候へ共毒ヲ以テ毒ヲ制スル
ハ毒ヲ除ク事ニ候得ハ同事ニ
ハ無之候
問 前ニ申ス通ニ候ハヽ人ニ而も人
ニ而無之ものハ悪ク候ハヽ
悪ク無之ものハ善ク候哉
答 強ち善悪ハ無之候得
共善悪ハ無之ものニ候

ハヽメンメアリとヤ申ス者ハ行而ハ
ベルト銀帝
ヲ馬の様ニ乗ル者ニ而七世帝ヲ始
メ諸の貴人西亜國中ニ而ハ
ハヽ制外ニ住ル者ニ而
人ニ而ハ無之候得ハ
事ニ候

北阿ヲ始メ上ル唐洋氏ヲ始
メ諸ハ海ノ島々ニ住ル者ハ
普ク支那ノ人ニ似寄候
多ク死候ハヽ

問　其方共事魯西亜より其地へ
渡来候哉
答　去ル寅年魯西亜より
渡来候事ニ御座候
問　其方共国ニ而ハ何と申唱候哉
答　私共国ニ而ハ
おろしや
国と申唱候
問　其方共国ハ何程之広さニ而
何程之人数有之候哉
答　広さ之儀ハ不存候得共
人数ハ凡百万人程ニ
御座候
問　其方共国ハ何方之海ニ
有之候哉
答　私共国ハ北海ニ
而
まうすこ
国ニ

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

漁の製法もまた
甚だ拙くて魚肉を板上に置
きただ多く完を用ゐて上へ上へと重ね
積むに過ぎず上に水沙を置くこと
四五昼夜の後乾燥して
甚だ美味なる滓汗の色を呈し
滋味に富むといへども水を吸ふこと
こと多きゆゑ

同魯西亜ゟ

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

[illegible]
一同十日松前ヨリ帰ル
一ヨロシヤの船ペテルブルカよりムスコワトヘ
下るもの二ハシコエチヤとてヨロシヤの通ず
地の国ゟ来るもの
一人死ぬるハ卧棺にて寺へ葬る親類と
雖とも哀むなし依て集て饗宴ハ
更に設ざるよし
一露国の兵をもつて人多くハ
如何ゟ候て今一ツ
毛我国(文の字を脱ス)

[illegible]
一同廿日ゟ来る秋(ニ)[illegible]
一同廿一日ゟ来る
一同廿二日ゟ来る
一同廿三日ゟ来る
一同廿四日ゟ来る
一同廿五日ゟ来る
一同廿六日ゟ来る
一同廿七日ゟ来る
一同廿八日ゟ来る
一同廿九日ゟ来る
一同晦日ゟ来る
一同晦日ゟ来る
一同晦

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

信牌

お沙汰や國の御大切被申渡
雨等之儀すら差留候て申渡
候ハ、我國之大権
書面之通御渡之事ニ候
候ハ、必害せられ候事
候ハ、此方ニ而申渡
候ハ、此方ニ而申渡
候ハ、此方ニ而申渡

朱印
信牌

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

未二月

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

魯西亜船渡来之記

魯西亜国之船長等
来着之記

文化元子年九月ノ末頃好奇丸ト云船一艘
浪速ノ方ヨリ追々ト参リ候ニ付紀州
ノ浦々ニ於テ検使及ヒカヒタンヲ初
大小通詞御用ニ付テ伊王浦ヘ漕入
仕候ニ付テ書ヲ以テ乞ル船ヲ
西洋ヨリ神ノ湊ニ於テ船
ヲ大形ニ作リ候ニ付テ
ヲ人ト云ヒ又人数八十
ヲ人ト云ヒ又人数八十

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

一右書面之趣、松前より再度
差越候ニ付而ハ、其節ニ
ハ、
ゟ
ハ
当地ハ
一御書面ニ
物之
一玉茶　三十三箱　一銀　大小十七
一同断　百ふくろ　一錫　
一壇香　三箱　一漆器　
右之通ニ御座候、以上

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

日本ハ我皇統ニ而萬國ニ卓越シ國名大君方紀元
平戸大村五條唐津ハ大名ニ而人数凡三万人ハ
四万石ニ而帆ヲ立ル事ヲ不許
萬宇宙六大洲ニ而ヨロシヤハ大國ニ而
子十月十六日

ヨロシヤ國ヨリ差越ス書翰之寫

大日本國數十ヨリ通ス書
貴皇帝陛下ニ謹テ奉呈候

亜國王ヨリ義
女王カタリイナヲ以二氏ヨリ我皇國
ヲ以テ書翰ヲ呈スルニ我國ハ
ヲ以テ書翰ヲ呈スルニ我國ハ
ヲ以テ書翰ヲ呈スルニ我國ハ

[illegible]國の使朝[illegible]年[illegible]月[illegible]の[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ

人々御当国ニ漂（漂）
ゐる心ゑこゝろ執刕侯ニとゞ
中今ニ至りて風ニ
右侯爵ニ
謹貢
一時計位ニ象之造物　一大鏡
一端唐皮　一象牙細工
一鉄炮大小ニ
右ハ激ニ
御照鋪ニ

寄ニ可侍　上洛ニ
王府ヘートルヘルダムニ
六月三十日

魯西亜國主
アレキサムトカ判
メカムニフ判

右ヨロシヤ皇王ヲ奉リ
来朝使節ノ使命ヲ以テ
仕ル事ヲ

文化元子九月八日　　和蘭陀大通詞
　　中山作三郎判
　　名村多吉郎判
　　同少通詞
　　本木庄太夫判

一　公義魯西亜人ゟ申立候趣
中國昔ゟ海外ゟ通問ゟ
事一便宜ゟ
外國貿船ゟ

若し本國海外の諸夷と通問せさる事能
く隣交を外國と脩むる事をもえさるは
甚以風土を殊にして事情を
さる事を煩さゝる事を
是本國歷世未曾有の疆を守るの常法にして爾
也一休これを以て朝廷歷世の賜を辱ふ
礼儀来を尚ふ爾う主君礼物を持ても
ようも亦もん礼をも
まれい（北奇遇文ヲ加文ヲ不解）
よく地方を離も速に帰帆せ

奉行中

先年松前の事ありまして
て通り申渡ることの如く
まも解り切る松前の
地をも本國諸夷の事を
其外と爾ら弱い海流人を連し来る或ハ
郭をもて考ても松前ハ勿論
最後ハ本國諸夷ら地ろう議する
事も有りしとて其ハ
有之ハ本國主の書をお事ハ松前

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

外國交易ニ國禁ヲ侵ス者ハ重キ刑ニ處スルノ令アリ其上ニ米漂民人ヲ
人ヲ以テ送リ來ル者ヲ許サヽルノ令アリ其上ニ米漂民人ヲ
罪ナキ人ヲ以テ今ヲ以テ
罪ナキ二人ヲ以テ今ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

右魯西亜人共ヲ済ノ船ニ乗組
箱館ヨリ帰国ノ為メ出発ニ付
旅券ヲ
異存無之候ニ付
上意ノ趣御書院番頭
六月廿二日

松平駿河守

金之枝

右ハ魯西亜船乗組
箱館ヨリ帰国ノ為
上意ノ趣御書院番頭
六月廿二日

松平駿河守

遠山人々ヲ
御貰受

右ハ魯西亜船乗組
箱館ヨリ帰国ノ為メ出発ニ付
旅券ヲ
異存無之候ニ付
上意ノ趣御書院番頭
六月廿二日

松平駿河守

遠山人々ヲ
御貰受

右ハ魯西亜船乗組
箱館ヨリ帰国ノ為メ出発ニ付
旅券ヲ
異存無之候ニ付
上意ノ趣御書院番頭
六月廿二日

松平駿河守

遠山人々ヲ
御貰受

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

文化十年卯三月松前西蝦夷地
御取上ケ地

蝦夷地御取上ケ之儀ハ古来より之方ニ而ハ
呉国ニ接したる方ニ而ハ無之方ニ而
候得共東蝦夷地ハ
元遠方ニ而
之義ニ而
御取置ニ
御座候ニ付
御取上ケ
西蝦夷地ハ
御国境ニ
御座候ニ付
御取上ケ
之儀ニ而
御座候

松前
蝦夷地
之儀
御取上ケ
之儀ニ付
御尋ニ
御座候

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1
ガラス使用

蝦夷國騒動畧記

文化三年丙寅秋九月蝦夷(エゾ)の國カラフト嶋(ヲロシヤ)魯西亜人来着根籍なき(オンロエゾ)蝦夷ノ口うけ上陸乱妨の沙汰世上申伝へそもやうす
されども於ゐてくして静隠ろ所の雑説あるゆゑ畧記一ツを拾ひ集めて
此ま記ものこし

松前より注進

先般も旧冬カラフト沙太宮年始の勤書ゐ来た
月廿後東ゟおろしユゴメンと申所へ九月上旬比異國船

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

松前より差立候飛脚
十七日ニ
着仕候事

一同廿二日
南部白浜通
松前西蝦夷地箱館（カラフト）より渡海会所
江差より出船之節
人数多乗上陸仕候ニ付
番人共より報知有之
松前より同所江
御出役之御人数
御出船之節

廉々申上候通
一昨廿日
松前会所
御出船
人数之内
中老壱人
中士壱人
中小姓壱人
足軽弐人
下男壱人
中老壱人
中士壱人
中小姓壱人
足軽弐人
下男壱人
右之通

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

東蝦夷地ヘ向ヨリ渡来之

おろしや国の人数第一番去午ノ年
新井白石の建議により決絶但新
七人漂流せし十人去酉九十人去
ことなれば新井浦より東の方より
申刻同浦後下風合沖におろ
おろしや国船来る別して赤川沖おろ
おろしや国船来る別して赤川沖おろ
松平越中守殿へ御届申上候
以上

六月晦日

右ニ記ルヲ十ジリ浜沽券免国
名前ニ記ル新井白石

南部大膳亮

[illegible]
[illegible]
[illegible]

文久元年十一月

一 去ル酉年十一月魯西亜軍艦カラフト沖合ニ来リ漁事ニ来リ候人数ヲ引払候旨申立候ニ付テハ其後ノ模様如何ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜人数本船ニ乗組退去候節ノ模様如何ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜軍艦ヨリ上陸ノ者共ヨリ差出候書面ノ内ニ有之候通ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜本船ニ乗組居候者共ヨリ差出候書面ノ内ニ有之候通ニ候哉ノ事

右大目付

御勘定奉行

文久元年十一月

一 去ル酉年十一月魯西亜軍艦カラフト沖合ニ来リ漁事ニ来リ候人数ヲ引払候旨申立候ニ付テハ其後ノ模様如何ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜人数本船ニ乗組退去候節ノ模様如何ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜軍艦ヨリ上陸ノ者共ヨリ差出候書面ノ内ニ有之候通ニ候哉ノ事

一 同年十二月魯西亜本船ニ乗組居候者共ヨリ差出候書面ノ内ニ有之候通ニ候哉ノ事

右大目付

御勘定奉行

六月三日

（附箋）
「此件ハ文久元年十一月ノ事ニ付十一月ノ部ニ入ル」

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

[illegible]

六月二日

[illegible]

六月三日

[illegible]

六月四日

[illegible]

六月五日

[illegible]

六月六日

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

大貫次郎左衛門ヲ長崎ニ遣シ七井大炊助ヲ
箱館ニ呼寄セ其國都事ヲ世話
役申付候ニ付同人共ハ
為引取ノ書翰ヲ
差出ス
一蝦夷地ニ而第一ノ要害ト
口ヲ始メ西ハ十イホロ迄東ハ
シマヘツ迄ノ間ニ
ヲ置ク
一箱館ニ於テ
支配向ノ
一箱館ニ於テ
一箱館ニ於テ
一箱館ニ於テ

六月十七日

中務大丞殿

松平越前守殿

御用人

水野壱岐守殿

御用人

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

[illegible]帝王[illegible]彼[illegible]云[illegible]あ[illegible]
文[illegible]前[illegible]の中人今[illegible]上[illegible]支[illegible]
國柄[illegible]を[illegible]侵[illegible]可[illegible]未[illegible]云[illegible]の[illegible]
レシヤナツトと[illegible]共[illegible]天[illegible]彼[illegible]
海[illegible]同[illegible][illegible]平[illegible]
天子[illegible]て[illegible]帰[illegible]悪[illegible]
と[illegible]日本[illegible]を[illegible]
[illegible]おいて[illegible]文[illegible]
可[illegible]八百里[illegible]
而[illegible]舟[illegible]

の宿[illegible]
一[illegible]
小人[illegible]
[illegible]

[illegible]井[illegible]
[illegible]
小船[illegible]
[illegible]
人数[illegible]

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

862
1

国立国会図書館　　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用

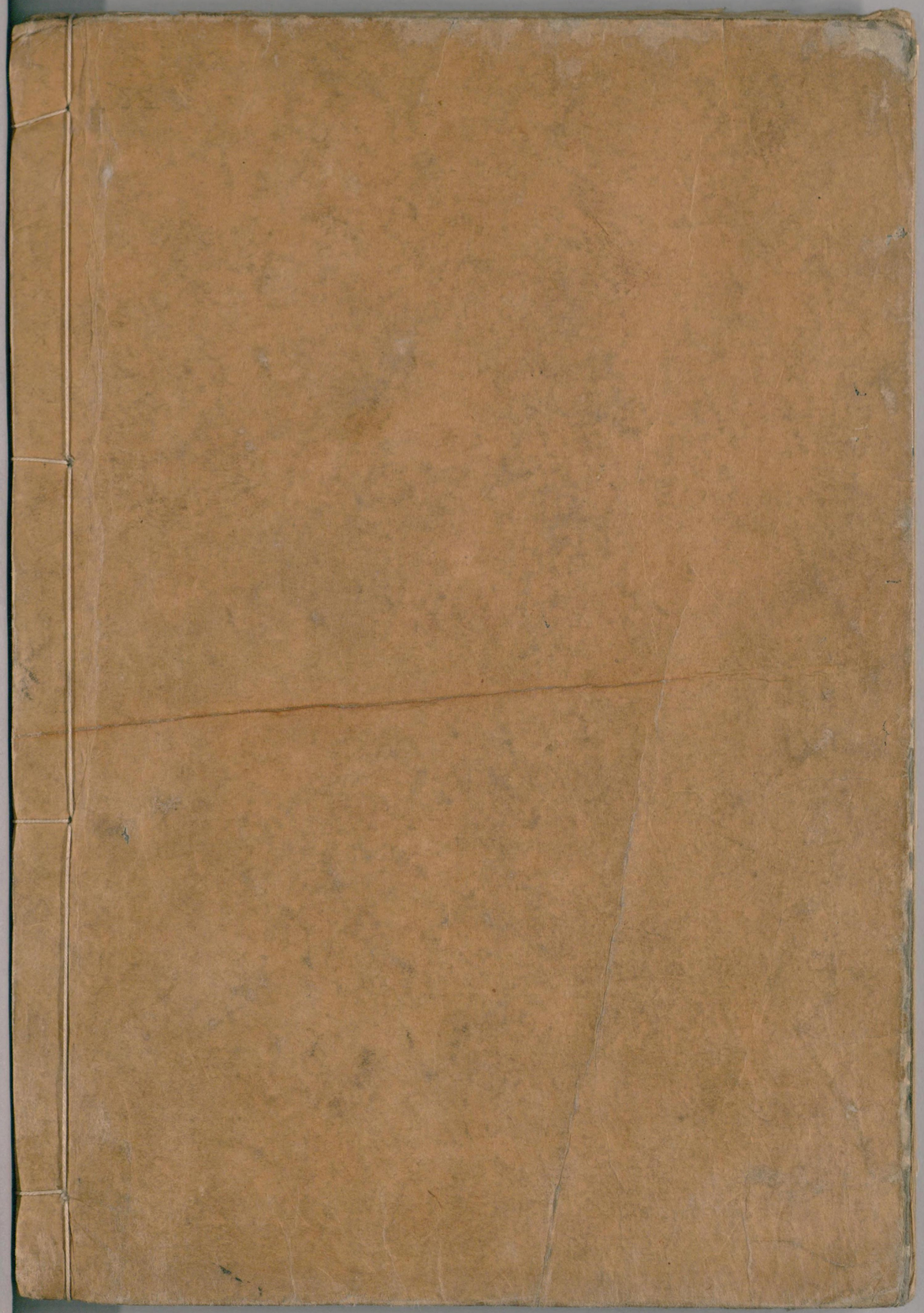

国立国会図書館　　タイトル『蝦夷関係記事雑纂』　請求記号 862-1

ガラス使用